

(別記様式第 1 号)

| | |
|--------|---------|
| 計画作成年度 | 令和 3 年度 |
| 計画主体 | 富里市 |

富里市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 富里市経済環境部農政課
所在地 富里市七栄652-1
電話番号 0476-93-4943
FAX番号 0476-93-2101
メールアドレス nousei@city.tomisato.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|--|
| 対象鳥獣 | カラス、ドバト、キジバト、ムクドリ、ヒヨドリ、スズメ、キジ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、ノウサギ、イノシシ、キョン |
| 計画期間 | 令和4年度～令和6年度 |
| 対象地域 | 富里市 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|-------|------------|-----------------|
| | 品目 | 被害数値 |
| カラス | 野菜類・豆類 | 273千円 0.04ha |
| ドバト | — | — |
| キジバト | — | — |
| ムクドリ | — | — |
| ヒヨドリ | — | — |
| スズメ | — | — |
| キジ | — | — |
| タヌキ | 野菜類・豆類 | 41千円 0.02ha |
| ハクビシン | 野菜類・豆類・果樹類 | 1,058千円 0.202ha |
| アライグマ | 野菜類・果樹類 | 1,123千円 0.308ha |
| アナグマ | — | — |
| ノウサギ | — | — |
| イノシシ | 野菜類 | 22千円 0.05ha |
| キョン | — | — |

(2) 被害の傾向

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・カラス 年間通して市内全域で野菜類・豆類の被害がある。また、ビニールハウスの被覆材の損傷や家畜への被害も発生している。 ・ドバト・キジバト 被害値の報告はないが、市内全域で当該鳥類によるものと思われる豆類の被害があるとの報告を受けている。 ・ムクドリ・ヒヨドリ 被害値の報告はないが、市内全域で当該鳥類によるものと思われる野菜類の被害があるとの報告を受けている。 ・スズメ |
|--|

被害値の報告はないが、日吉倉、高野地区で当該鳥類によるものと思われる水稻の被害があるとの報告を受けている。

- ・キジ

被害値の報告はないが、市内一部で当該鳥類によるものと思われる野菜類の被害があるとの報告を受けている。

- ・タヌキ

年間通して市内全域で野菜類・豆類の被害はあるが、個体数は減少の傾向にある。

- ・ハクビシン

年間通して市内全域で野菜類・豆類・果樹類の被害があり、個体数は増加の傾向にある。また、住宅侵入による生活被害の報告もある。

- ・アライグマ

年間通して市内全域で野菜類の被害があり、個体数は急速に増加している。

- ・アナグマ

被害値の報告はないが、中沢、吉川地区で当該獣類によるものと思われる野菜類・豆類の被害があるとの報告を受けている。今後、被害拡大が懸念されるため、捕獲対象に追加予定。

- ・ノウサギ

被害値の報告はないが、市内一部で当該獣類によるものと思われる野菜類の被害があるとの報告を受けている。

- ・イノシシ

市内各地で足跡発見や目撃情報があり、野菜類及び豆類の農作物被害が発生した。今後、被害拡大が懸念される。

- ・キョン

被害値の報告はないが、令和3年度に隣接市にて目撃情報があり、今後、被害の発生が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | 現状値 (令和2年度) | 目標値 (令和6年度) |
|-------|-----------------|---------------|
| カラス | 273千円 0.04ha | 191千円 0.028ha |
| ドバト | — | 0千円 0.0ha |
| キジバト | — | 0千円 0.0ha |
| ムクドリ | — | 0千円 0.0ha |
| ヒヨドリ | — | 0千円 0.0ha |
| スズメ | — | 0千円 0.0ha |
| キジ | — | 0千円 0.0ha |
| タヌキ | 41千円 0.02ha | 29千円 0.014ha |
| ハクビシン | 1,058千円 0.202ha | 740千円 0.141ha |

| | | |
|-------|------------------|----------------|
| アライグマ | 1,123 千円 0.308ha | 786 千円 0.215ha |
| アナグマ | — | 0 千円 0.0ha |
| ノウサギ | — | 0 千円 0.0ha |
| イノシシ | 22 千円 0.05ha | 15 千円 0.035ha |
| キョン | — | 0 千円 0.0ha |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|---------------|---|--|
| 捕獲等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・銃器及び箱わなによる捕獲を富里市鳥獣被害対策実施隊、成田猟友会の協力により実施。 ・市（協議会）が所有する箱わなを実施隊、捕獲従事者に貸し出している。 ・小型箱わな貸出数 平成30年度 88基 令和元年度 188基 令和2年度 272基 ・大型箱わな設置数 平成30年度 4基 令和元年度 5基 令和2年度 6基 ・情報共有のための実施隊会議の開催（令和元年度5回、2年度2回）。 ・LINEを活用した実施隊員および市役所とのリアルタイム情報共有 ・小型獣（アライグマ・ハクビシン等）の集中捕獲 ・市内侵入防止のための隣接市でのイノシシ捕獲 ・被害状況・出没状況の現地調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲従事者の高齢化が進んでおり、担い手の育成・確保 ・銃器による捕獲に対して、安全面に配慮した捕獲の実施。 ・鳥獣被害対策実施隊の全市的配置 ・地域での集落ぐるみの対策整備 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <p>市では令和3年度から電気柵の補助金を制定（5基分）。現在、電気柵の正しい設置方法について、富里市有害鳥獣被害</p> | <p>効果の周知。正しい設置方法や運用方法の周知。補助できる個数の増加。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| 組 | 防止対策協議会、富里市農業協同組合、富里市鳥獣被害対策実施隊が連携して指導を行っている。 令和2年度 5基 (1,600m) 令和3年度 8基 (1,500m) | |
|---|--|--|

(5) 今後の取組方針

- ・捕獲による有害鳥獣の個体数の削減、防護柵等による農作物の防護など総合的に取り組む。
- ・担い手の育成・確保を図るため、農業従事者等による狩猟免許取得について支援する。
- ・国・県補助事業を活用しながら、富里市有害鳥獣被害防止対策協議会による捕獲資機材及び捕獲体制の整備を支援する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

富里市鳥獣被害対策実施隊を中心とした駆除・捕獲・追い払いを実施するとともに、狩猟免許所持者によるわな捕獲等を実施する。(鳥類については銃器の使用により、実施隊・成田猟友会で実施し、獣類については、実施隊を中心に実施する。)

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-----------------|---|---|
| 令和4年度～ 令和6年度 | カラス ドバト キジバト ムクドリ ヒヨドリ スズメ キジ タヌキ ハクビシン アライグマ アナグマ ノウサギ イノシシ キョン | <ul style="list-style-type: none"> ・成田猟友会による捕獲 ・農業者等に対しての狩猟免許取得推進 ・実施隊による捕獲活動等の強化 ・外来生物法に基づくアライグマ防除については、狩猟免許を所持しない農林業者に対し、JA富里市と連携を図り、事業地内での捕獲活動への指導及び助言を行う。 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| |
|---|
| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
| 過去の捕獲実績、被害多発地域からの出没状況の聞き取りなどから被害状況を把握し、千葉県第二種特定鳥獣管理計画等に基づき計画する。 |

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|-------|--------|-------|-------|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| カラス | 150羽 | 150羽 | 150羽 |
| ドバト | 10羽 | 10羽 | 10羽 |
| キジバト | 10羽 | 10羽 | 10羽 |
| ムクドリ | 10羽 | 10羽 | 10羽 |
| ヒヨドリ | 10羽 | 10羽 | 10羽 |
| スズメ | 10羽 | 10羽 | 10羽 |
| キジ | 10羽 | 10羽 | 10羽 |
| タヌキ | 30頭 | 30頭 | 30頭 |
| ハクビシン | 50頭 | 50頭 | 50頭 |
| アライグマ | 70頭 | 70頭 | 70頭 |
| アナグマ | 5頭 | 5頭 | 5頭 |
| ノウサギ | 5羽 | 5羽 | 5羽 |
| イノシシ | 5頭 | 10頭 | 10頭 |
| キョン | 5頭 | 5頭 | 5頭 |

| |
|---|
| 捕獲等の取組内容 |
| 農作物被害発生地区を中心に、鳥類については銃器を使用し捕獲及び追い払いを行い、獣類については狩猟免許所持者等によるわな捕獲を重点的に行う。また市内全域において、有害鳥獣の生息調査を行い捕獲活動の推進を図る。 |

| |
|-----------------------------|
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| |

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|---------------------------------|
| 該当なし | 被害状況の推移を確認しつつ、許可権限委譲について検討を進める。 |

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項
 (1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|---------------------------|-----------|-----------|-----------|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| タヌキ・ハクビシン・アライグマ・アナグマ・イノシシ | 電気柵3,000m | 電気柵4,000m | 電気柵5,000m |

(2) その他被害防止に関する取組

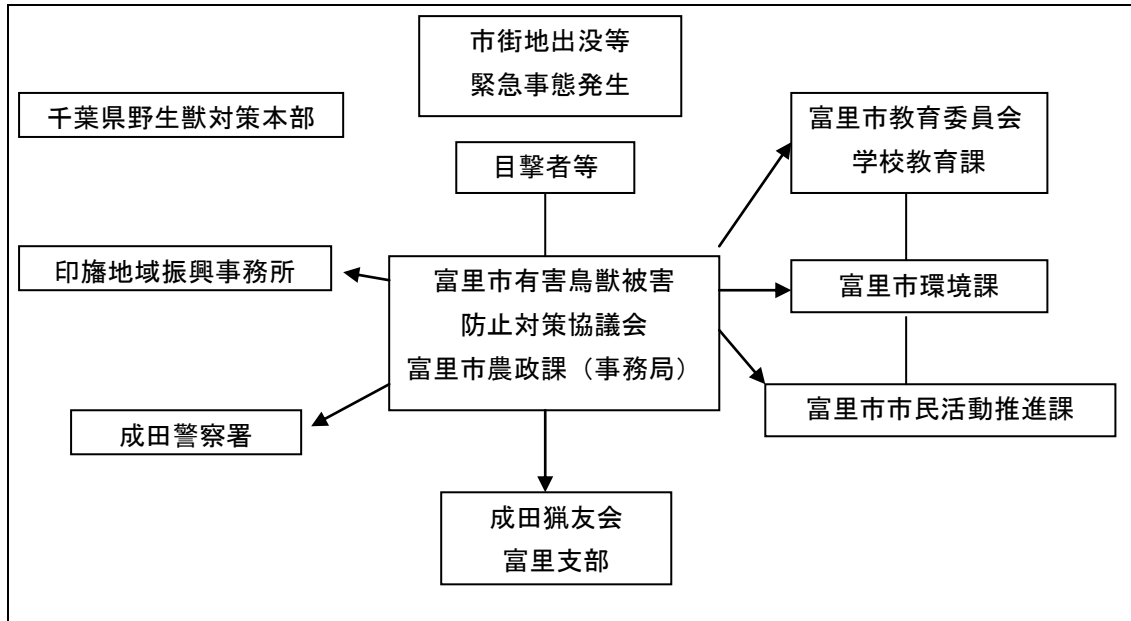
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-----------------|---------------------------|--|
| 令和4年度～ 令和6年度 | タヌキ・ハクビシン・アライグマ・アナグマ・イノシシ | 野生鳥獣のエサとなる農作物等残渣の適正処理、耕作放棄地の解消など生息環境管理の取り組みを推進する。集落単位での獣害対策を行えるよう地域リーダーの育成研修や講習会、広報等により被害防止対策の周知を図る。 |

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|--------------|----------------------|
| 印旛地域振興事務所 | 捕獲許可及び捕獲指導 |
| 成田猟友会富里支部 | 有害鳥獣捕獲の実施、対策の推進、情報収集 |
| 富里市鳥獣被害対策実施隊 | 有害鳥獣捕獲の実施、対策の推進、情報収集 |
| 成田警察署 | 個人の生命身体及び財産の保護、情報収集 |
| 富里市 | 対策の推進、情報収集 |

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・焼却処理（成田いずみ清掃工場）若しくは埋設処分を基本とし、一部自家消費を認める。
- ・アライグマについては、千葉県アライグマ防除実施計画に基づき処理する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

現在、市内で捕獲されている野生鳥獣について、食肉等に適さないため食品利用については考えていない。ただし、イノシシについて捕獲数の状況により検討を行う。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称 | 富里市有害鳥獣被害防止対策協議会 |
|-------------------|-----------------------|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 富里市農政課 | ・被害防止計画の策定、事務局 |
| 富里市環境課 | ・連携協力、情報提供 |
| 富里市教育委員会学校教育課 | ・連携協力、情報提供 |
| 富里市市民活動推進課 | ・連携協力、情報提供 |
| 富里市農業委員会事務局 | ・連携協力、情報提供 |
| 富里市農業協同組合（JA 富里市） | ・連携協力、情報提供 ・被害状況調査 |
| 丸朝園芸農業協同組合 | ・連携協力、情報提供 |

| | |
|------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況調査 |
| 富里市農業士会 | <ul style="list-style-type: none"> ・連携協力、情報提供 |
| 北総農業共済組合 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況調査、情報提供 |
| 鳥獣保護管理員 | <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の保護管理に関する事項 ・駆除時の従事者に対する指導 |
| 成田猟友会富里支部 | <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣駆除 ・パトロール |
| 成田警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供 ・個人の生命，身体及び財産の保護 |
| 千葉県印旛農業事務所 | <ul style="list-style-type: none"> ・連携協力 ・情報提供 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|--------------|-------------------|
| 千葉県野生鳥獣対策本部 | 情報提供 |
| 千葉県印旛地域振興事務所 | 捕獲許可及び捕獲指導 |
| 千葉県印旛農業事務所 | 情報提供及び防護柵設置に係る指導等 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

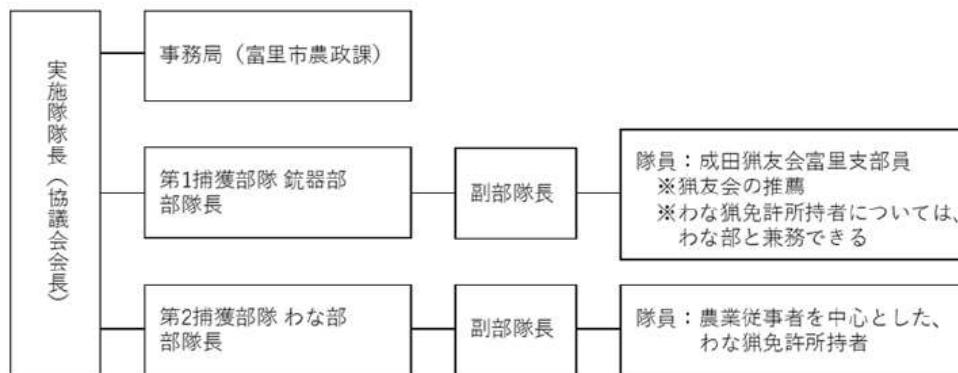
有害獣による農作物被害が増加していることから、平成31年4月1日に富里市鳥獣被害対策実施隊を設置。実施隊隊長（協議会会長）、第1捕獲部、第2捕獲部、事務局で構成されている。第1捕獲部隊（通称：銃器部）では成田猟友会富里支部員が中心となり、鳥類の捕獲や追い払い、大型・小型獣の止め刺しなど銃器を中心とした作業部隊であり、第2捕獲部隊（通称：わな部）では農業従事者を中心としたわな免許所持者による作業部隊となっている。第2捕獲部隊では大型・小型獣の捕獲や、罾・電気柵の設置指導に加えて、出没状況・被害状況の見回り調査や集落内の連絡調整など、農業従事者である隊員が地域コミュニティに属しているからこそ可能な活動を担っている。

※令和3年度隊員数 56名

実施隊隊長 1名

第1捕獲部隊10名（隊長1名 隊員 9名）

第2捕獲部隊45名（隊長1名 隊員44名）



(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

—

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

本計画に記載のない鳥獣による被害が発生した場合や、被害対策等に重要な変更が生じた場合は、その都度、関係機関と協議を行い、効果的な対策の実施を目標に計画の見直しを行うものとする。現在、隣接市である山武市で捕獲活動、情報共有を行っており、富里市実施隊員が山武市における従事者証発行をうけ、地元住民との密接な情報共有により、イノシシの捕獲活動を実施している。今後は隣接している市町村、近隣市町村及び千葉県との連携を図る。また、地域ぐるみの対策が必要であり、地区での集落説明会を開催し、回覧板や広報を活用した情報収集と情報提供をしながら対策意識の向上を行い、集落環境診断会の開催と防護及び捕獲体制の整備を進めていく。